

予約調整団体の募集について

金沢市民芸術村を活動の拠点として定期的に利用し、成果発表等の活発な活動を行っている団体に、安定的な練習の場を提供し活動を支援することを目的とした予約調整団体制度の平成30年度登録団体を募集します。

1. 対象となる団体（構成員が20名以上の団体に限りです）

- (1) 主たる構成員が青少年（小中高生）から成る団体
- (2) 定例的な練習場所の確保のため、毎月1日の受付順抽選会に参加し当施設を予約してきた団体
- (3) 既に予約調整団体として良好な利用を継続し、定例の予約調整会に参加して速やかに申請手続きをしてきた団体

予約調整団体の登録申請ができるのは、上記の(1)(2)または(3)のいずれかに該当する団体のうち、下記の . から . の要件をすべて満たす団体となります。

- . 当施設を練習・制作の活動拠点として定期的に利用してきた実績がある団体
- . 自ら主催して成果発表を行ったり、公的な機関が行う事業に参加するなど、市民に広く活動を発信している団体
- . 清掃や原状回復等の施設使用にかかる基本的なルールを遵守するなど、他の利用者の模範となる使い方をしている団体

2. 申請から登録決定まで

所定の申請書に必要事項を記入し、芸術村事務所まで持参のうえ提出してください。団体の活動が分かる規約・印刷物等がありましたら、資料として添付してください。

- ・ 申請期間は、平成29年7月14日（金）から平成29年8月18日（金）です。
- ・ 提出された申請書は、芸術村において厳正に審査し、8月末日を目安に結果をお知らせします。
- ・ 登録期間は1年間とし、更新の際は再度申請が必要です。

3. 登録後について

登録を受けた団体は、予約調整のための会議に毎回参加していただきます。初回は、平成30年4月分の調整会議を9月11日（月）20時から予定しています。

登録期間の終了時には、登録期間中の施設利用に関する実績報告をしていただきます。

4. 予約調整の範囲と本申請について

一般予約開始の前月の上旬に前項の調整会議を行い、先行予約分を確定します。先行して予約できる範囲は、週1回（1回あたり6時間まで）1施設までになり、これを超える利用については、一般予約として追加の予約をしていただくこととなります。また先行予約分については、一般受付開始後速やかに本申請書の提出及び使用料の納入をしていただきます。

スケジュール例

予約調整団体の登録申請から平成30年4月使用分の本申請までのスケジュールは、下記ようになります。

- ・・・予約調整団体に関するスケジュール
- ・・・全ての利用者に関するスケジュール

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	予約調整団体 登録申請期間								利用月
		8/18 予約調整団体申請締切							
		8月末 登録団体決定、先行予約希望日調査							
		8月末 一般利用者から発表利用の情報提供×切(下記[参考]参照)							
		調整 9/11 予約調整会議							
		9/16 先行予約状況の公開							
			10/1 一般予約申請受付開始						
			先行予約分の本申請書の提出及び使用料の納入						

参考 予約調整団体以外の事前調整について

成果発表としての催事（公演及び展示等）を予定されている方は、**利用希望月の8ヶ月前の月の末日（例：30年4月利用希望の場合は29年8月末日）までに**、芸術村事務所または各工房ディレクターあてに当該計画の情報をご提供くださいましたら、予約調整団体が予約調整を行う際の参考情報にさせていただき、ご希望の日時・場所を空けておくよう努めます。ただし必ず先行予約が入らないことをお約束するものではありませんのでご了承ください。

ドラマ工房での演劇公演のご利用については、演劇制作の特殊性を鑑み、仮申請書及び企画書の提出をもって情報提供とし、いただいた情報をもとに、ドラマ工房のディレクターが予約調整団体と同様の事前調整を行います。つきましては、一般受付期間になりましたら速やかに本申請書の提出及び使用料の前納をお願いします。

日頃から芸術村を拠点に練習している団体が、成果発表としてパフォーマンススクエアを利用する場合は、申請により事前調整の対象とできる場合があります。必要手続き・提出書類など詳しくはお訊ねください。

以上、ご不明な点がございましたら、芸術村事務所までお問い合わせください。

TEL 076-265-8300

Kanazawa Citizen's Art Center

金沢市民芸術村